



青森市は、チャレンジャーを応援します！

平成29年度 青森市地域企業新ビジネス挑戦支援助成金

産学金官連携により、『新ビジネス』（新たな事業展開※1又は創業）に挑戦するかた = チャレンジャーに、初期投資に関する経費を支援します！

申請受付期間：平成29年6月1日～7月31日

◆対象者

- ① 新事業型助成： 市内に本社を有する法人格のある中小企業者等で、地域金融機関※2から融資を受けて、既存事業とは異なる新たな事業を展開するかた
- ② 創業型助成： 地域金融機関から融資を受けて、市内で法人格のある中小企業者等として創業するかた

◆対象経費 新ビジネス事業に要する初期投資に関する経費
(研究・開発費、機械装置等購入費、創業に要する経費等)

◆対象事業費 1,000万円以内

◆助成率 1/3～2/3以内 ※助成率と割増条件は下表のとおり

	助成率	割増条件とその助成率	
新事業型 助成	1/3 以内	1/2 以内	・市の地域資源を活用する場合
		2/3 以内	・障がい者を2人以上雇用する場合 ・プロジェクトファイナンス（地域金融機関が事業の将来性等を評価し、無担保など特定の条件のもとで融資）の場合
創業型 助成	1/2 以内	2/3 以内	・障がい者を2人以上雇用する場合 ・プロジェクトファイナンスの場合

◆助成対象期間

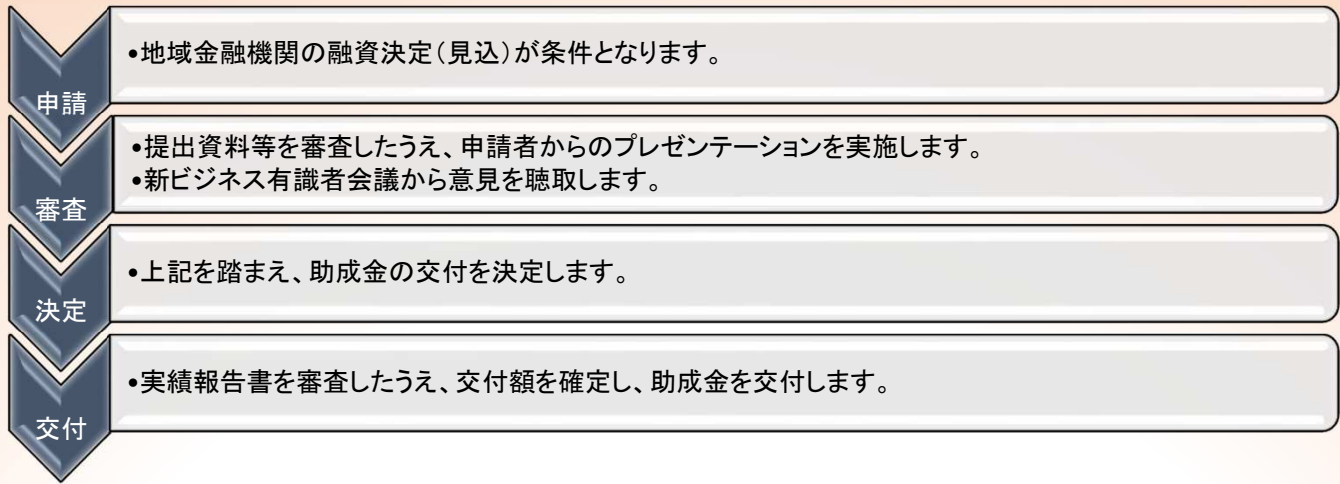
平成29年4月1日以降に開始し、平成30年1月31日までに終了する事業が対象となります。なお、助成金は、事業終了後に提出していただく実績報告書に基づき、市において助成金額を確定させた後の交付となります。



【お申込み・お問合せ先】

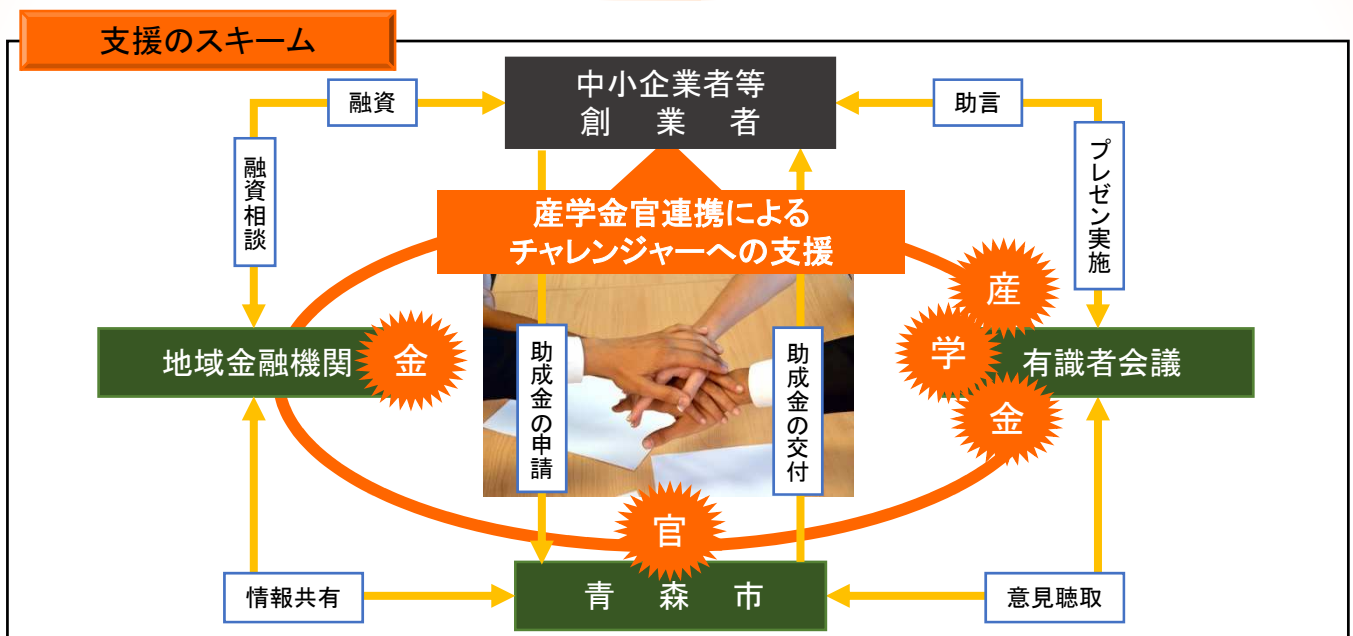
青森市 経済部 新ビジネス支援課
 〒030-8555
 青森市中央1-22-5
 TEL : 017-734-2378
 FAX : 017-723-5586

◆ 助成金交付までの流れ



◆ 助成事業の発表・表彰

助成事業のうち、地域への波及効果が極めて大きい事業等、特に奨励すべき事業については、事業内容を発表していただき、表彰する機会を設ける予定です。



◆ 申請方法

募集要項等をよく読み、必ず事前にご相談のうえ、提出書類一式を【お申込み・お問合せ先】へ本年7月31日までに持参してください。

なお、この助成金は、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む事業を対象としているため、申請に当たっては、事前に地域金融機関において、事業計画等についての審査を受けるとともに、提出書類「融資実行に係る意見書」への記載を依頼してください。

【用語解説】

※1 新たな事業展開とは？

これまで行ってきた事業とは異なる事業（日本標準産業分類の中分類による。）を展開することをいいます。

(例) 現在、野菜・果実小売業を営んでいる場合

(大分類—卸売業・小売業 中分類—飲食料品小売業 小分類—野菜・果実小売業)

◎ 新たに、「レストラン経営」を展開する場合 ⇒ 対象

(大分類—宿泊業・飲食サービス業 中分類—飲食店 小分類—食堂、レストラン)

× 新たに、「鮮魚小売業」を展開する場合 ⇒ 対象外 (大分類、中分類が同一であるため)

(大分類—卸売業・小売業 中分類—飲食料品小売業 小分類—鮮魚小売業)

※2 地域金融機関とは？

青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、北日本銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合（順不同）ほかをいいます。